

研究科名	専門課程名	入学定員	総定員
美術研究科	絵画計	二七 一〇二	五一 二〇一
音楽研究科	作曲 声乐 器楽 指揮 音楽学 邦楽 小計	九 二〇 四三 三 一五 九 九	一五 三〇 六九 五 二三 一五 一五七
合	計	二〇一	三五八

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年五月十日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

(横組)

(『東京芸術大学学報』第一五〇号 昭和五十一年四月三十日 一六〜一七頁)

(二) 博士後期課程

昭和五十二年の大学院音楽研究科博士課程の設置にともない、昭和三十八年制定の「東京芸術大学大学院規則」は廃止され、新たに「東京芸術大学大学院学則」が制定される。昭和五十二年以降の規則の制定、改正、廃止の年度は次のとおりである。丸数字を付けたものに関しては、その全文または改正事項を掲載する。

昭和五十二年四月二十八日 ① 東京芸術大学大学院学則制定

※東京芸術大学大学院規則(昭和三十八年四月一日制定)は廃止

② 東京芸術大学学位規則制定

※東京芸術大学学位規則(昭和三十八年四月一日制定)は廃止

③ 東京芸術大学大学院研究科委員会規則制定

※東京芸術大学大学院研究科委員会規則(昭和三十八年四月一日制定)は廃止

④ 東京芸術大学大学院音楽研究科規則制定

※東京芸術大学大学院音楽研究科規則(昭和三十八年四月一日制定)は廃止

⑤ 東京芸術大学大学院連絡協議会規則制定

⑥ 東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士)審査内規制定

東京芸術大学大学院研究科学位(論文博士)審査内規制定

⑦ 東京芸術大学大学院学則改正

⑧ 東京芸術大学大学院連絡協議会規則改正

⑨ 東京芸術大学学位規則改正

⑩ 東京芸術大学大学院音楽研究科規則改正

⑪ 東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士)審査内規改正

⑫ 東京芸術大学大学院研究科学位(論文博士)審査内規改正

昭和六十年十二月二十三日 ⑬ 東京芸術大学大学院研究科（論文博士）

審査規則制定

※東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士）審査内規（昭和五十四年四月一日制定）は廃止

東京芸術大学大学院研究科（課程博士）審査規則制定

※東京芸術大学大学院研究科学位（課程博士）審査内規（昭和五十四年四月一日制定）は廃止

昭和六十一年三月二十八日 ⑭ 東京芸術大学大学院学則改正

昭和六十一年七月一日 ⑮ 東京芸術大学学位規則等改正

① 「東京芸術大学大学院学則」の全文

東京芸術大学大学院学則の制定

東京芸術大学大学院学則を次のように制定する。

昭和五十二年四月二十八日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学大学院学則

第一章 総則

第一節 目的

（目的）

第一条 東京芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を授業研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与

することを目的とする。

第二節 研究、教育組織

（大学院の課程）

第二条 大学院に、五年の博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、前期二年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期三年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 修士課程は、広い視野に立つて芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における高度な専門家を養成するものとする。

4 博士課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を培い、芸術文化に関する幅広い識見を有する研究者を養成するものとする。

（研究科）

第三条 大学院に、次の研究科を置く。

（1）美術研究科

（2）音楽研究科

2 研究科に関する規則は、別に定める。

（専攻及び学生定員）

第四条 前条の各研究科に置く専攻及び学生定員は、次の表のとおりとする。

合 計	音 楽 研 究 科						美 術 研 究 科						研究科名		
	邦 楽 専 攻	音 楽 学 専 攻	指 揮 専 攻	器 楽 専 攻	声 楽 専 攻	作 曲 専 攻	計	芸 術 学 専 攻	建 築 専 攻	デ ザ イン 専 攻	工 芸 専 攻	彫 刻 専 攻	絵 画 専 攻	専 攻 名	修 士
二 〇 四	九 九	一 五	三	四 三	二 〇	九	一 〇 五	二 七	一 二	一 二	一 八	九	二 七	入 学 定 員	課 程
四 〇 五	一 九 八	一 八	三 〇	六 八	四 〇	一 八	二 〇 七	五 四	二 四	二 一	三 六	一 八	五 四	総 定 員	
			音 楽 専 攻						美 術 専 攻					専 攻 名	博 士 後 期 課 程
三 〇	一 五		一 五				一 五		一 五					入 学 定 員	
三 〇	一 五		一 五				一 五		一 五					総 定 員	

第三節 教員組織

(教員組織)

第五条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部 of 学部長をもつて充てる。

3 研究科の授業及び修士論文(専攻により研究作品又は研究演奏を加え又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。)又は博士論文(研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の作成等に対

する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教官は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、助教授及び講師又は客員教授とする。

第四節 研究科委員会

(研究科委員会)

第六条 研究科に、その研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第五節 学年、学期、休業日

(学年)

第七条 学年は、四月一日に始(ま)り、翌年三月三十一日に終る。

(学期)

第八条 学年は、次の二学期に分ける。

(1) 前学期 四月一日から九月三十日まで

(2) 後学期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第九条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第

一七八号)に定める休日

(2) 開学記念日 十月四日

(3) 春期休業 三月二十六日から四月九日まで

(4) 夏期休業 七月十一日から八月三十一日まで

(5) 冬期休業 十二月二十五日から翌年一月十日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、

又は臨時の休業日を定めることができる。

第二章 研究科通則

第一節 修業年限、在学年限

(修業年限)

第十条 修士課程の修業年限は、二年とする。

2 博士課程の修業年限は、五年(修士課程における二年を含む。)とする。

(在学年限)

第十一条 学生は、修士課程にあつては三年、博士課程にあつては八年(修士課程における三年を含む。)を超えて在学することができない。

第二節 教育方法等

(教育方法)

第十二条 研究科の教育は、修業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教官及びその他の教官の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第十三条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容及びにそれらの履修方法は、各研究科において別に定める。

(教員免許)

第十四条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科	免許状の種類	免許教科
美術研究科	高等学校教諭一級普通免許状	美術、工芸
音楽研究科	高等学校教諭一級普通免許状	音楽

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法については、別に定める。

第三節 課程の修了

(課程の修了要件)

第十五条 修士課程の修了要件は、大学院に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修了論文等の審査及び試験に合格することとする。

2 博士課程の修了要件は、大学院に五年(修士課程における二年を含む。)以上在学し、四十単位(修士課程における三十単位を含む。)以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。

(単位の認定)

第十六条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(授業科目の試験の成績の評価)

第十七条 各授業科目の試験の成績の評価は、優、良、可、不可の四種の評語によるものとし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

(論文等審査の際の試験)

第十八条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、

修士論文等又は博士論文等の審査に合格したものについて行う。

(課程の修了認定)

第十九条 修士課程又は博士課程の修了は、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

第四節 学位

(学位の授与)

第二十条 研究科において修士課程を修了した者には芸術学修士の学位を、博士課程を修了した者には学術博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本学学術博士の学位は、本学の博士課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文(研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。)を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関する規則は、別に定める。

第五節 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第二十一条 入学の時期は、毎年四月とする。

(入学資格)

第二十二条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第五十二条に規定する大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における十六年の課程を修了した

者

- (3) 学校教育法施行規則第七十条第一項の規定に基づき文部大臣が指定した者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者

- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者(入学の出願)

第二十三条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書、成績証明書及び出身大学長(博士後期課程にあつては、出身大学院の研究科長とする。)の推薦書に入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第二十四条 入学志願者に対しては、各研究科の定めるところにより選抜試験を行う。

2 入学者数の決定に当たっては、専攻別総定員を上まわらないものとする。

(入学手続)

第二十五条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書、戸籍抄本(外国人にあつては、「外国人登録証明書の写」とする。)及びその他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第三十六条第一項の規定により入学料の免除の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えるものとする。

る。

(入学の許可)

第二十六条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第二十七条 病気その他の理由により引き続き二月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて当該研究科長に願ひ出て、その許可を得て休学することができる。

第二十八条 病気その他の理由により修学することが不適當であると認められる者に対しては、研究科委員会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第二十九条 休学期間は、一年以内とする。

2 特別の理由があるときは、研究科長の許可を得て一年に限り休学期間を延長することができる。ただし、通算して二年を超えることができない。

3 休学期間は、第十一条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第三十条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は理由書を添えて研究科長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(退学)

第三十一条 退学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願ひ出なければならない。

2 学長は、前項の願ひ出があつたときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(再入学)

第三十二条 前条の規定により本学大学院を修業年限未滿の期間在学して中途退学した者が再入学を希望するときは、欠員がある場合に限り、その理由及び学力等を審査した上、相当年次に入学を許可することができる。

(除籍)

第三十三条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科委員会の議を経て、これを除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 二年の休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 入学料の免除を申請し、免除の不許可又は半額免除の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納入しない者

(5) 行方不明の者

第三章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料)

第三十四条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)の定めるところによる。

2 授業料は、次の二期に分けて納入しなければならない。

前期 年額の二分の一(納付期限四月三十日まで)

後期 年額の二分の一(納付期限十月三十一日まで)

(授業料の免除)

第三十五条 経済的理由その他特別の事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全額又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関する規則は、別に定める。

(入学料の免除)

第三十六条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の申出により入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 入学料の免除に関する規則は、別に定める。

第四章 賞 罰

(表彰)

第三十七条 学長は、学生として表彰に値する行為があつた者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第三十八条 学長又は研究科長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを懲戒するものとする。

(1) 品行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当の理由なく出席常でない者

(3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、退学及び停学にあつては、当該研究科委員会及び評議会の議を経て学長が行い、訓告にあつては、

ては、当該研究科委員会の議を経て研究科長が行うものとする。

第五章 雑 則

(雑則)

第三十九条 この学則に定めるもののほか、大学院学生については、東京芸術大学学則、東京芸術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、昭和五十二年四月二十八日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 昭和五十一年度以前に入学した修士課程学生の在学年限については、なお従前の例による。

3 東京芸術大学大学院規則(昭和三十八年四月一日制定)は、これを廃止する。

(東京芸術大学学報「第一五一号 昭和五十二年五月一日 二〇五頁」)

(横組)

②「東京芸術大学学位規則」の全文

東京芸術大学学位規則の制定

東京芸術大学学位規則を次のように制定する。

昭和五十二年四月二十八日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学学位規則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この規則は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第十二条並びに東京芸術大学大学院学則第二十条第三項の規定に基づき、本学大学院において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二章 学位の種類、授与要件

(学位の種類)

第二条 本学大学院美術研究科及び音楽研究科において授与する学位は、修士及び博士とし、修士課程にあつては芸術学修士とし、博士課程にあつては学術博士とする。

(学位の授与要件)

第三条 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

第三章 学位論文等審査

第一節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願い出）

第四条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願い出ようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（博士課程学生の博士論文等審査の願い出）

第五条 本学大学院博士課程の学生が博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の審査を願い出ようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文等審査)

第六条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等（以下「学位論文等」という。）の提出があつた場合は、研究科委員会にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

（審査委員会）

第七条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び関連分野担当の教授のうちから、研究科委員

会において選出された三名以上の審査委員をもって組織する。

- 2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の助教授、講師又は客員教授を加えることができる。

- 3 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

- 第八条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

- 2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

- 第九条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上合格又は不合格を議決する。

- 2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の三分の二以上が出席し、かつ、出席者の四分の三以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

- 第十条 研究科長は、研究科委員会において前条第一項の規定により議決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第二節 学外者の請求による博士論文審査

(学外者による博士の学位請求の願い出)

- 第十一条 本学大学院の学生以外の者(以下「学外者」という。)が

本学大学院の博士の学位請求を願い出ようとするときは、その博士論文(研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。)に博士論文目録、博士論文要旨及び履歴書並びに所定の博士論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により納付した博士論文審査料は、返付しない。

(博士論文審査)

- 第十二条 学長は、前条第一項の規定により提出された博士論文の審査を当該研究科長に付託する。

- 2 研究科長は、前項の規定により付託があつたときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

- 3 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、博士論文の審査を行うものとする。

- 4 研究科委員会は、博士論文の審査を開始した日から一年以内に、その合格又は不合格を決定する。

- 5 審査委員会の設置、審査委員会の組織、審査結果の報告及び試験の方法については、第六条第三項、第七条及び第八条の規定を準用する。

(学力の確認の方法)

- 第十三条 研究科委員会は、博士論文審査及び試験終了後に学力の確認を行うものとする。

- 2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

(授与資格の認定)

- 第十四条 研究科委員会は本学大学院の博士の学位を請求した学外

者の博士論文の審査及び試験並びに学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定（以下「授与資格の認定」という。）について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項の規定する議決を行う場合は、第九条第二項の規定を準用する。

3 第一項に規定する議決の結果の学長に対する報告については、第十条の規定を準用する。

第四章 学位の授与等

（学位の授与）

第十五条 学長は、第十条及び前条第三項の報告に基づき、課程修了者又は授与資格の認定をされた者に対し、学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

（学位名称の使用）

第十六条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京芸術大学」と付記しなければならない。

（学位の取消し）

第十七条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、研究科委員会並びに評議会の議を経て、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（1）不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

（2）学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行った

とき。

2 前項に規定する議決を行う場合には、第九条第二項の規定を準用する。

（博士の学位授与についての文部大臣への報告）

第十八条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から三月以内に学位授与報告書を文部大臣に提出するものとする。

第五章 博士論文の公表

（博士論文の要旨の公表）

第十九条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から三月以内に、その博士論文の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

（博士論文の公表）

第二十条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から一年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に印刷公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には当該研究科長の承認を得て、博士論文の内容を要約したものを公表することができる。

3 前二項の規定により、博士論文を公表する場合には、その博士論文に「東京芸術大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。

4 博士論文のほか、研究領域により研究作品又は研究演奏が博士

論文審査に加えられる場合は、研究科委員会の定めるところによりその研究作品又は研究演奏を公表するものとする。

第六章 雑 則

(学位記等の様式)

第二十一条 学位記並びに学位論文等審査の願出書及び学外者による博士の学位請求の願出書の様式は、別紙第一から別紙第六までのとおりとする。

(雑則)

第二十二条 この規則に定めるもののほか、学位論文等の提出及び審査の時期並びに試験及び学力の確認の期日並びに方法等学位審査に関する細則は、研究科において別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和五十二年四月二十八日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 東京芸術大学学位規則（昭和三十八年四月一日制定）は、これを廃止する。

(別紙) 略

(横組)

〔東京芸術大学学報〕第一五一号 昭和五十二年五月一日 五～七頁

③「東京芸術大学大学院研究科委員会規則」の全文

東京芸術大学大学院研究科委員会規則

(昭和五十三年二月十六日制定)

(趣 旨)

第一条 この規則は、東京芸術大学大学院学則第六条第二項の規定に基づき、東京芸術大学大学院美術研究科委員会及び東京芸術大学大学院音楽研究科委員会（以下それぞれの研究科委員会を「委員会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(組 織)

第二条 委員会は、当該研究科の教授、助教授及び常勤の講師をもつて組織する。

(委員会)

第三条 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とし、定例委員会は、毎月一回所定の日に開催するものとし、臨時委員会は、研究科長が必要があると認めた場合又は委員会構成員の三分の一以上の委員から開催要求があつた場合に開催するものとする。

3 委員会は、委員会構成員の三分の二以上の委員が出席しなければ開催することができない。

4 委員会の議事は、東京芸術大学学位規則第九条第二項及び第十四条第二項に定める場合を除き、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第四条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究指導教官又は授業科目担当教官の選考に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 研究指導の方法に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、退学、除籍その他学生の身分に関する事項

事項

- (5) 授業科目の試験及び成績評価に関する事項
- (6) 学位論文等の審査及び試験に関する事項
- (7) その他大学院研究科の研究教育並びに運営に関する重要事項

(庶務)

第五条 委員会に関する庶務は、当該学部事務部において処理する。

附 則

1 この規則は昭和五十三年二月十六日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 東京芸術大学大学院研究科委員会規則（昭和三十八年四月一日制定）は、これを廃止する。
〔横組〕

〔東京藝術大学学報〕第一五二号 昭和五十三年四月三十日 二頁

④「東京芸術大学大学院音楽研究科規則」の全文

東京芸術大学大学院音楽研究科規則

（昭和五十三年二月十六日制定）

第一章 総 則

(趣 旨)

第一条 この規則は、東京芸術大学大学院学則第三条第二項の規定に基づき、東京芸術大学大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

(課 程)

第二条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期二年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期三年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。
（専攻及び研究領域）

第三条 修士課程の専攻は、次のとおりとする。

- (1) 作曲専攻
- (2) 声楽専攻
- (3) 器楽専攻
- (4) 指揮専攻
- (5) 音楽学専攻
- (6) 邦楽専攻

2 博士後期課程の専攻は、音楽専攻とし、その研究領域は、次のとおりとする。

- (1) 作曲研究領域
- (2) 声楽研究領域
- (3) 鍵盤楽器研究領域
- (4) 弦・管・打楽器研究領域
- (5) 指揮研究領域
- (6) 音楽学研究領域
- (7) 邦楽研究領域

(指導教官)

第四条 研究科委員会は、学生の所属する専攻又は研究領域に応じ、研究指導教官を定めるものとする。

(授業科目及び単位)

第五条 研究科の各専攻及び研究領域における授業科目及び単位数は、別表Ⅰ及び別表Ⅱのとおりとする。

第二章 修士課程

(履修方法)

第六条 修士課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、別表Ⅰに掲げる当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて三十単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 前項の選択科目の履修に当たっては、指導教官の指導を受けて、学部において開設する授業科目を履修することができる。この場合において、修士課程において修得すべき単位として認められる限度は、四単位以内とする。

(履修届及び研究計画の届出)

第七条 学生は、学年の始めに、指導教官の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届出なければならない。

(授業科目の試験)

第八条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教官の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の提出)

第九条 修士論文及び研究作品又は研究演奏（以下「修士論文等」という。）は、修士課程に一年以上在学し、二年次修了時までに三十単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができる。

2 修士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、あらかじめ、研究指導教官の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

第十条 修士論文等の審査及び試験は、東京芸術大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会が行う。

2 特別の事情により修士論文等の審査及び試験を受けることができない者又は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願ひ出ることができる。

3 研究科長は、前項の願ひ出のあった者について、研究科委員会の議を経て修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第三章 博士後期課程

(履修方法)

第十一条 博士後期課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、別表Ⅱに掲げる授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、十単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、所属する研究領域において、指導教官及びその他の教官の研究指導を受けなければならない。この場合における研究指導については単位を与えないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

(授業科目の試験)

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(博士論文等の提出)

博士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、研究指導教官の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(博士論文等の審査及び試験)

2 特別の事情により博士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して博士論文等の追試験を願ひ出ることができる。

の議を経て博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第四章 雑 則

第四章 雜則

附
則

2 東京芸術大学大学院音楽研究科規則（昭和三十八年四月一日制定）は、これを廃止する。

(別表Ⅰ)

第2章 制度の変遷 432

う。)を置く。

(目的)

第二条 協議会は、大学院博士課程の美術研究科と音楽研究科との間の連絡調整を必要とする事項について協議することを目的とする。

(組織)

第三条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 各研究科長

(2) 各学部の教務委員長

(3) 各研究科の研究科委員会構成員(評議員を除く)のうちから推せんされた者各三名

2 前項の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第四条 前条第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を補充する。

3 補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第五条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議の開催)

第六条 協議会は、各研究科の間において連絡調整を必要とする事

項がある場合に、委員長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第七条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見を聞くことができる。

第八条 協議会の庶務は、事務局庶務課において処理する。

附 則

この規則は、昭和五十三年五月二十九日から施行し、昭和五十三年四月二十日から適用する。

(横組)

(「東京芸術大学学報」第一五三号 昭和五十三年七月十五日 一〜二頁)

⑥「東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士)審査内規」「東京芸術大学大学院研究科学位(論文博士)審査内規」の全文

東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士) 審査内規を次のように定める。

昭和五十四年三月五日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士)

審査内規を制定する内規

東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士) 審査内規を次のように制定する。

1. 東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士) 審査内規

(昭和五十四年四月一日制定)

(趣旨)

第一条 東京芸術大学学位規則第六条に基づく芸術博士の学位(以下「課程博士」という。)審査については、この内規の定めるところによる。

(申請資格等)

第二条 課程博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 博士後期課程に二年以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、十単位以上を修得見込みの者又は修得した者

(2) 博士後期課程に三年以上在学し、必要な研究指導を受け、十単位以上を修得した上、退学した者であつて、退学後一年以上以内の者

2 前項の申請に当たつては、あらかじめ、所属する研究領域、又は、所属していた研究領域の研究指導教官の承認を得るものとする。

(博士論文等)

第三条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

(申請手続等)

第四条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる博士論文等及び書類各三通を当該研究科長に提出するものとする。

(1) 博士論文等

(2) 博士論文等目録

(3) 博士論文等要旨(四〇〇字詰原稿用紙五枚以内)

(4) 履歴書

2 課程博士の学位申請は、予備申請及び本申請とし、当該研究科長の指定する期日までに行うものとする。

(審査委員会)

第五条 審査委員会は、提出された博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び関連分野担当の教授のうちから、研究科委員会において選出された三名以上の審査委員をもつてそれぞれ組織する。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に当該研究分野担当又は関連分野担当の助教授、講師又は客員教授を加えることができる。

3 審査委員会に主査を置き、主査は原則として、当該学位申請者の属する研究室の研究指導教官とする。

4 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

(試験の方法)

第六条 試験は、博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第七条 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の決定)

第八条 研究科委員会は、前条の報告に基づき合否を議決する。

2 前項に規定する場合においては、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の三分の二以上が出席し、かつ、出席者の四分の三以上が賛成しなければならない。

（審議の報告）

第九条 研究科長は、研究科委員会において前条第一項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

（博士論文等の公表）

第十条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から三月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第十一条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から一年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

（施行細則）

第十二条 この内規に定めるもののほか、課程博士の学位審査に關し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

この内規は、昭和五十四年四月一日から施行する。

東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士） 審査内規を次のように定める。

昭和五十四年三月五日

東京芸術大学長

福 井 直 俊

東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士）

審査内規を制定する内規

東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士） 審査内規を次のように制定する。

2. 東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士） 審査内規

（昭和五十四年四月一日）

（趣 旨）

第一条 東京芸術大学学位規則第十一条に基づく学術博士の学位（以下「論文博士」という。）審査については、この内規の定めるところによる。

（申請資格等）

第二条 論文博士の学位を申請することのできる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たつては、あらかじめ、関連する本学の研究領域又は研究分野の研究指導教官の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第三条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。ただし、理論を主とする研究分野につい

ては博士論文をいう。

(申請手続)

第四条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に次の各号に掲げる博士論文等及び書類各三通並びに所定の学位審査手数料を添えて学長に提出するものとする。

(1) 博士論文等

(2) 博士論文等目録

(3) 博士論文等要旨(四〇〇字詰原稿用紙五枚以内)

(4) 履歴書

(5) 戸籍謄本(一通とする)

2 論文博士の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

(博士論文等審査)

第五条 学長は、前条の規定により提出された博士論文等の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があつたときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

(審査委員会)

第六条 審査委員会は、付託のあつた博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び関連分野担当の教授のうちから、研究科委員会において選出された三名以上の審査委員をもつてそれぞれ組織する。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分

野担当の助教授、講師又は客員教授を加えることができる。

3 審査委員会の主査は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の研究指導教官をもつてあてる。

4 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

(試験の方法)

第七条 試験は、博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(学力審査委員会)

第八条 学力審査委員会は、学位申請書の学力の確認を行うため、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された五名以上の学力審査委員をもつて組織する。

2 学力審査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究科委員会構成員以外の教授、助教授又は講師を加えることができる。

3 学力審査委員会の主査は、審査委員の互選によるものとする。

4 学力審査委員会は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文等に関連する分野の科目(外国語を含む。)について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に三年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者については、学力等の審査を行わないものとする。

(審査結果の報告)

第九条 審査委員会は、第六条第四項の規定により行った博士論文等審査及び試験の結果を文書をもつて研究科委員会に報告しなけ

ればならない。

- 2 学力審査委員会は、前条の規定により行つた学力審査の結果を文書をもつて研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の決定)

- 第十条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

- 2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の三分の二以上が出席し、かつ、出席者の四分の三以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

- 第十一条 研究科長は、研究科委員会において前条第一項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

- 第十二条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から三月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

- 第十三条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から一年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第十四条 この内規の定めるもののほか、論文博士の学位審査に關し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

この内規は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(横組)

(「東京芸術大学学報」第一六一号 昭和五十四年三月十五日 一〜四頁)

⑦「東京芸術大学大学院学則」の改正部分

昭和五十四年五月二十二日

東京芸術大学長 福井直俊

東京芸術大学大学院学則の一部を改正する規則
東京芸術大学大学院学則の一部を次のように改正する。

第四条中の表中

美術 研究科	デザイン専攻 計	一五 一〇八	二七 二二三	美術専攻	一五 一五	三〇 三〇
		二二六			四五	四五
音楽 研究科	計	二〇七	四一一	音楽専攻	一五 一五	三〇 三〇
					六〇	三〇
音楽 研究科	計	二〇七	四一四	音楽専攻	一五 一五	四五 四五
					九〇	四五

改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年五月二十二日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

〔横組〕

〔東京芸術大学学報〕第一六四号 昭和五十四年六月十五日 一―二頁

⑧ 「東京芸術大学大学院連絡協議会規則」の改正部分

東京芸術大学大学院連絡協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和五十四年十二月十九日

東京芸術大学長 福 井 直 俊

東京芸術大学大学院連絡協議会規則の一部を

改正する規則

第八条中「事務局庶務課」を「学生部学生課」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

〔横組〕

〔東京芸術大学学報〕第一七一号 昭和五十五年一月十六日 一頁

⑨ 「東京芸術大学学位規則」の改正部分

東京芸術大学学位規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和五十四年十二月十九日

東京芸術大学長 福 井 直 俊

東京芸術大学学位規則の一部を改正する規則

第二十一条中「並びに学位論文等審査の願出書及び学外者による博士の学位請求の願出書」を削り、「別紙第六」を「別紙第三」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年十二月十九日から施行する。

〔横組〕

〔東京芸術大学学報〕第一七一号 昭和五十五年一月十六日 一頁

⑩ 「東京芸術大学大学院音楽研究科規則」の改正部分

東京芸術大学大学院音楽研究科規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

昭和五十七年十月三十日

東京芸術大学長 山 本 正 男

東京芸術大学大学院音楽研究科規則の一部を

改正する規則

東京芸術大学大学院音楽研究科規則の一部を次のとおり改正する。
第五条に定める別表Ⅰを次のとおり改める。

大学院音楽研究科規則

（別表Ⅰ）

修 士 課 程

専 攻	研究分野	授 業 科 目		備 考
		作 曲 実 習	単 位	
		一 一	必修 選択	

器 楽	声 楽			作 曲
ピ ア ノ	オ ペ ラ		独 唱	作 曲
歌 曲 伴 奏 実 習	歌 曲 伴 奏 実 習	室 内 楽 実 習	器 楽 特 殊 研 究	楽 曲 分 析 演 習
器 楽 特 殊 研 究	器 楽 特 殊 研 究	器 楽 特 殊 研 究	器 楽 特 殊 研 究	器 楽 特 殊 研 究
楽 曲 分 析 演 習	楽 曲 分 析 演 習	楽 曲 分 析 演 習	楽 曲 分 析 演 習	楽 曲 分 析 演 習
室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習
歌 曲 伴 奏 実 習	歌 曲 伴 奏 実 習	歌 曲 伴 奏 実 習	歌 曲 伴 奏 実 習	歌 曲 伴 奏 実 習
歌 曲 伴 奏 実 習	歌 曲 伴 奏 実 習	歌 曲 伴 奏 実 習	歌 曲 伴 奏 実 習	歌 曲 伴 奏 実 習
八 六	四 八 三 六			二
四 四 四 八	四 四 四 四 八			四 四 四 四 八 八
と 究 分 野 に 同 じ と す る。				

にマ

器 楽				
室 内 合 奏	管 打 楽 器	弦 楽 器	オル ガ ン	ピ ア ノ
器 楽 特 殊 研 究	器 楽 特 殊 研 究	器 楽 特 殊 研 究	器 楽 特 殊 研 究	器 楽 特 殊 研 究
室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習
室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習
室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習
室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習	室 内 楽 実 習
八 六	八 六			六
八 八	各 四 四 八			四 四 四

にマ

音楽学		指揮	
音楽教育	音楽学	指揮	室内合奏
邦楽 音楽学 教育学特殊研究 教育心理学 室内楽実習 (又は歌曲伴奏実習) 楽書特殊研究 ※(音楽学研究分野に同じ)	音楽教育学演習 音楽教育学実習 作曲実習 声乐 器楽 指揮 邦楽 音楽学 教育学特殊研究 教育心理学 室内楽実習 (又は歌曲伴奏実習) 楽書特殊研究 ※(音楽学研究分野に同じ)	指揮実習 指揮演習 指揮特殊研究 指揮楽書特殊研究 他専攻の授業科目 学部開設授業科目 原典特殊講義 楽書特殊研究	合奏実習 ※(ピアノ研究分野に同じ)
六八		八六	
各四		四四四四四八	各四

邦楽	音楽学
邦楽	ソルフエ ージュ
邦楽実習 邦楽演習 邦楽特殊研究 邦楽楽書特殊研究 邦楽分野外の邦楽 他専攻の授業科目 学部開設授業科目 原典特殊講義	ソルフエージュ研究演習 ソルフエージュ研究実習 ソルフエージュ特殊研究 声乐 作曲実習 器楽 指揮 邦楽 音楽学 楽書特殊研究 ※(音楽学研究分野に同じ)
六六	四八八
八四 四八	各四 四六六六六六六
邦楽専攻には、三味線音 楽、箏曲、尺 八、及び能楽 の各研究分野 に分けるもの とする。	

附則 この規則は昭和五十七年十月三十日から施行し昭和五十七年四月一日適用する。
(横組)

〔東京芸術大学学位規則〕第二〇五号 昭和五十七年十一月三十日 一〜四頁

⑪「東京芸術大学学位規則」の改正部分

東京芸術大学学位規則の一部を改正する規則
東京芸術大学学位規則の一部を次のように改正する。

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

附 則

この規則は、昭和六十年一月二十四日から施行する。

〔横組〕

〔東京芸術大学学報〕第二三三号 昭和六十年二月十五日 一頁

⑫「東京芸術大学大学院研究科学学位（課程博士 審査内規）」「東京芸術大学大学院研究科学学位（論文博士 審査内規）」の改正部分

東京芸術大学大学院研究科学学位（課程博士）審査内規の一部を改正する内規を次のように定める。

昭和六十年一月二十四日

東京芸術大学長 山 本 正 男

東京芸術大学大学院研究科学学位（課程博士）

審査内規の一部を改正する内規

東京芸術大学大学院研究科学学位（課程博士）審査内規の一部を次のように改正する。

第五条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

附 則

この内規は、昭和六十年一月二十四日から施行する。

○東京芸術大学大学院研究科学学位（論文博士）審査内規の一部を改正する内規を次のように定める。

昭和六十年一月二十四日

東京芸術大学長 山 本 正 男

東京芸術大学大学院研究科学学位（論文博士）

審査内規の一部を改正する内規

東京芸術大学大学院研究科学学位（論文博士）審査内規の一部を次のように改正する。

第六条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

附 則

この内規は、昭和六十年一月二十四日から施行する。

〔横組〕

〔東京芸術大学学報〕第二三三号 昭和六十年二月十五日 一―二頁

⑬「東京芸術大学大学院研究科（論文博士）審査規則」「東京芸術大学大学院研究科（課程博士）審査規則」の全文

東京芸術大学大学院研究科学学位（論文博士）審査規則
〈概 要〉

博士後期課程に三年以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後一年以内に学位を申請する場合は審査手数料を免除する旨条文化する等、論文博士審査内規の一部を改め、新たに規則とし

て制定した。

昭和六十年規則第七号

東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則を次のように定める。

昭和六十年十二月二十三日

東京芸術大学長 藤 本 能 道

東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則 （趣 旨）

第一条 東京芸術大学学位規則第十一条に基づく学術博士の学位（以下「論文博士」という。）審査については、この内規の定めるところによる。

（申請資格等）

第二条 論文博士の学位を申請することのできる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、関連する本学の研究領域又は研究分野の研究指導教官の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第三条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

（申請手続）

第四条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に次の各号に掲げる博士論文等及び書類に所定の学位審査手数料を添

えて、学長に提出するものとする。

ただし、本学の博士後期課程に三年以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後一年以内に学位を申請する場合、審査手数料の徴収を免除する。

（1）博士論文等

（2）博士論文等目録

（3）博士論文等要旨

（4）履歴書

（5）戸籍謄本又はこれに代わるもの

（6）その他学長が指定するもの

2 論文博士の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

（博士論文等審査）

第五条 学長は、前条の規定により提出された博士論文等の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があつたときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

（審査委員会）

第六条 審査委員会は、付託のあつた博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び関連分野担当の教授のうちから、研究科委員会において選出された三名以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。

2 研究科委員会は、博士論文等のため必要があるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の助

教授、講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査をおき、主査は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の研究指導教官をもってあてる。

5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

(試験の方法)

第七条 試験は、博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(学力審査委員会)

第八条 学力審査委員会は、学位申請書の学力の確認を行うため、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された五名以上の学力審査委員をもって組織する。

2 学力審査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究科委員会構成員以外の教授、助教授又は講師を加えることができる。

3 学力審査委員会に主査を置き、主査は、審査委員の互選によるものとする。

4 学力審査委員会は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文等に関連する分野の科目（外国語を含む。）について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に三年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者については、学力等の審査を行わないものとする。

(審査結果の報告)

第九条 審査委員会は、第六条第四項の規定により行つた博士論文等審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

2 学力審査委員会は、前条の規定により行つた学力審査の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の決定)

第十条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の三分の二以上が出席し、かつ、出席者の四分の三以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第十一条 研究科長は、研究科委員会において前条第一項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第十二条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から三月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第十三条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から一年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会は、

当該博士論文等のすべてを求めに依じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第十四条 この規則の定めるもののほか、論文博士の学位審査に關し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十年十二月二十三日から施行する。
- 2 東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士）審査内規（昭和五十四年四月一日制定）は、廃止する。

○東京芸術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則

〈概 要〉

課程博士の学位を申請できる者を当該課程に在学する者に限定する等、課程博士審査内規の一部を改め、新たに規則として制定した。

昭和六十年規則第六号

東京芸術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則を次のように定める。

昭和六十年十二月二十三日

東京芸術大学長 藤 本 能 道

東京芸術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則

(趣 旨)

第一条 東京芸術大学学位規則第六条に基づく学術博士の学位（以下「課程博士」という。）審査については、この規則の定めるところによる。

ろによる。

(申請資格等)

第二条 課程博士の学位を申請することのできる者は、博士後期課程に在学し、必要な研究指導を受け、かつ、所定の単位を修得見込み又は修得した学生とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、所属する研究領域又は所属していた研究領域の研究指導教官の承認を得るものとする。

(博士論文等)

第三条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

(申請手続等)

第四条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる博士論文等及び書類各三通を当該研究科長に提出するものとする。

(1) 博士論文等

(2) 博士論文等目録

(3) 博士論文等要旨（四〇〇字詰原稿用紙五枚以内）

(4) 履歴書

2 課程博士の学位申請は、予備申請及び本申請とし、当該研究科長の指定する期日までに行うものとする。

(審査委員会)

第五条 審査委員会は、提出された博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び関連

分野担当の教授のうちから、研究科委員会において選出された三名以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。

2 研究科委員は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に当該研究分野担当又は関連分野担当の助教授、講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査をおき、主査は原則として、当該学位申請者の属する研究室の研究指導教官とする。

5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。
(試験の方法)

第六条 試験は、博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第七条 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(可否の決定)

第八条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、可否を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の三分の二以上が出席し、かつ、出席者の四分の三以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第九条 研究科長は、研究科委員会において前条第一項の規定によ

り議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第十条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から三月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第十一条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から一年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、課程博士の学位審査に關し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和六十年十二月二十三日から施行し、昭和六十年年度博士後期課程入学者から適用する。

2 東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士) 審査内規(昭和五十四年四月一日制定)は、廃止する。
(横組)

(「東京芸術大学学報」第二四三号 昭和六十一年一月十四日 三六頁)

⑭「東京芸術大学大学院学則」の改正部分

東京芸術大学大学院学則の一部を改正する規則

〈概要〉

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十七条ただし書きの規定に基づき、大学院博士課程の「標準修業年限は、五年とする。」と改正した。また、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における二年を含め三年以上在学すれば足りるものとした。

昭和六十一年規則第三号

東京芸術大学大学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和六十一年三月二十八日

東京芸術大学長 藤 本 能 道

東京芸術大学大学院学則の一部を改正する規則

東京芸術大学大学院学則（昭和五十二年四月二十八日制定）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2 博士課程の標準修業年限は、五年（修士課程における二年を含む。以下同じ。）とする。

第十五条第二項を次のように改める。

2 博士課程の修了要件は、大学院に五年以上在学し、所定の単位（修士課程における三十単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することと

する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、修士課程における二年を含め三年以上在学すれば足りるものとする。

附 則

この規則は昭和六十一年四月一日から施行する。

〔横組〕

〔東京芸術大学学報〕第二四六号 昭和六十一年四月十五日 一〜二頁

⑮「東京芸術大学学位規則等」の改正部分

東京芸術大学学位院規則等の一部を改正する規則

〈概要〉

学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）等関係法令の規定に基づき、条文の整備を行った。

昭和六十一年規則第四号

東京芸術大学学位規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和六十一年七月一日

東京芸術大学長 藤 本 能 道

東京芸術大学学位規則等の一部を改正する規則

第一条 東京芸術大学学位規則（昭和五十二年四月二十八日）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、その博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える）に博士論文目録、博士論文要旨及び履歴

書並びに所定の博士論文審査料を添えて」を、「学位申請書及び別に定める博士論文等に国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）第十三条に基づき学長が定める額の学位論文審査手数料を添えて」に改め、同条第二項中「博士論文審査料」を「学位論文審査手数料」に改め、第二十条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文の内容を要約したものを公表することができ、この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

第二条 東京芸術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則（昭和五十四年四月一日）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「当該研究科長」を「本学」に改め、「この場合において、当該研究科委員会」を「この場合、本学は」に改める。

第三条 東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則（昭和五十四年四月一日）の一部を次のように改正する。

第四条中「学位申請書に次の各号に掲げる博士論文等及び書類に所定の学位審査手数料を添えて」を「学位申請書及び次の各号に掲げる博士論文等に国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）第十三条に基づき学長が定める額の学位論文審査手数料を添えて」に改め、第十三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、

本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができ、この場合、本学は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

附 則

この規則は、昭和六十一年七月一日から施行する。

〔横組〕

〔東京芸術大学学報〕第二四九号 昭和六十一年七月十五日 一～二頁

二 大学院音楽研究科の設置とカリキュラム

（一） 修士課程

昭和三十八年四月、大学院音楽研究科（修士課程）が設置された。

関係資料として、昭和三十七年十一月の『東京芸術大学大学院設置認可申請書』から目次と設置要項の一部を掲載する。

カリキュラムに関しては、本学の修士課程の学生に配付される履修の要領を記した冊子より掲載する。そのうち昭和三十八年度と六十二年度については全文、それ以外の年度は大きな変更があった個所のみを掲載する。なお、冊子の名称は年度により『東京芸術大学大学院音楽研究科履修案内』（昭和三十八～四十四年度）、『東京芸術大学大学院音楽研究科履修規程』（昭和四十五～四十七年度）、『東京芸術大学大学院音楽研究科履修内規』（昭和四十八～五十八年度）、『東京芸術大学大学院音楽研究科履修便覧』（昭和五十九～六十二年度）となる。

東京芸術大学大学院設置認可申請書

このたび東京芸術大学大学院を設置したいので学校教育法第四条の